

調査と情報

編集・発行

(株)農林中金総合研究所基礎研究部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3

TEL. 03-3243-7331

FAX. 03-3270-2233

全農協合計の事業利益がピーク時の八九年から九三年までの四年間で六六%も減少し、更に九七年には八九年水準の六分の一にまで落ち込んだ。それまでの農協損益は一時的な落込みはあったものの、長期的には増益基調にあった。その基調が一変したのである。

直接の原因は信用事業における利ざやの縮小と貸倒引当金の積極的な増し等であり、利ざやの縮小は市場金利が超低水準に低下したことの影響が大きい(当座性貯金の収益力低下による貯金預け金利ざやの縮小が主因)。また、購・販事業の採算性が依然として回復しないこと、損益の支柱となつた共済事業(経営

分析によれば、九七年の共済事業純利益は信用事業の一・五倍)に契約高の伸び停滞というかげりが

見えはじめたことも一因として挙げられよう。

ただし、今後の損益見通しは決して暗くはない。市場金利のこれ以上の低下は考えられないし、貸倒引当金の増しもかなり進んでいるものもある。信用事業損益は今がボトムと思われる。一方、事業管理費が九六、九七年と減少に転じたことに見るように事業運営の効率化も進みつつある。また、五六を数えた債務超過農協が九八年度中にその債務超過をすべて解消した。更に、これだけ損益が悪化しても、九割の農協が黒字経営を維持しているという強みもある(九七年は二二二組合のうち、一八三組合が黒字)。

協同組合としての農協のあり方

そのような中で、今、農協運営について検討すべき最重要課題は協同組合組織として目指すべき全体像を一層明確にすることであろう。損益の維持はもちろんだ切であるが、環境が激変する中で損益維持のみに目を向けていては、組合員や地域住民との距離が遠のき長期的にはじり貧におちいる恐れが強い。協同組合の目的は「組合員と地域住民のニーズに応えつつ、その生活の維持・向上をはかる」ことにある。農協はこれまでに安全な農産物の供給や高齢者福祉活動の充実に努めることでこの目的を追求してきた。課題のひとつは、これらの分野で既に活躍する先進農協の事例に学びつつ、全農

協が組織運営の充実はかることである。それでは、協同組合としての信用事業の課題は何であろうか。

信用事業をめぐる環境の変化は特に激しい。一国の経済を左右するような国際投機集団の暗躍、生き残りを懸けた金融機関の再編合併と超巨大銀行の出現、年金システムへの四〇〇〇プランの導入検討等々。経済効率一辺倒それは一般庶民切り捨てにながりがかねない。投機性の強まりが主流と言えよう。農協はこれらの動きに追従するだけで、はたして組合員・地域住民の生活は守れるのであるのか。協同組合理念に基づく農協信用事業とはどのようなものなのか。はたして可能なのか。農協信用事業のあり方が根本から問われるときである。

(主席研究員 田村 猛)

も
く
じ

協同組合としての農協のあり方	1
広域農協に必要な集中と分散管理	2
水源林の造成・整備活動の変遷と今後の方向性	3~4
農業を軸とした資源循環システムへの取り組み	5~6
県単一農協の実現に向けて	7~8

ぶっくレビュー

『介護保険と協同組合福祉』	9
あぜみち	10
虹のかけ橋	11
統計の眼「介護サービスの地域格差」	12
編集後記	12

調査・研究ノート

水源林の造成・設備活動の変遷と今後の方向性

一. はじめに

急峻な地形が多くかつ豊富な降水量を有する日本では、古くから洪水や渇水問題が多発していたために、長年にわたって様々な形態による水源林の造成・整備活動が行われてきた。そうした中で、一九九〇年代に入り徐々に広がりを見せている「住民参加型の水源地整備活動」については本誌九月号(第一六〇号)で紹介した。

元来、水源林の造成・整備活動には下流の受益者(自治体、水利組合、企業等)が深く関係している。

そこで、今回は水源林の保全・整備活動の変遷を振り返り、それらを踏まえて今後の方向性について若干の考察を行いたい。

二. 戦前期における水源林造成活動の特徴

— 荒廃林復旧のための水源林造成 —

戦前期の水源林造成活動の特徴として、渇水や洪水、濁水等の水害を契機に下流の水利組合や自治体が独自の方策をとりながら、荒廃林の復旧を主眼に置いた積極的な活動が展開されたことがあげられる。特に明治時代前半頃は、山林の所有や利用をめぐる制度が大きく変化の中で、森林管理の無政府状態が続いたために荒廃した森林

が各地で広がっていた。そうしたことから都市の自治体(水道局)や下流の有力な水利組合では、流域の保全を目的とした水源林造成活動を行っていた。例えば、巨大な人口を抱える東京都や横浜市では、それぞれの重要な水源である多摩川や道志川の上流の森林を積極的に購入し、自ら造林事業を展開した。また、およそ七千haの農地を抱える明治用水水利組合(愛知)では、水源である矢作川上流の森林での現地調査や造林活動を積極的に進めた。このほか、庄内平野の水田の水管理を行っていた赤川水利組合では、荒廃していた上流の森林の伐採規制(保安林指定)を進め、その規制によって生じる上流住民の損失を補償するなど生活補償を行っていた。

このような水源林造成活動は、民有林に関する各種補助制度が進むにつれて減少したものの、一九四〇年代頃までは各地で見られた。

三. 戦後の水源林の造成・整備活動の変遷と特徴

第二次大戦中は全般的に造林活動は停滞し、また、終戦後しばらくは戦中の乱伐により荒廃した森林を国の治山事業の一環と

して行う造林事業が主流となっていた。本格的な水資源対策として水源林が造成されるのは、一九六〇年代に入ってからである。(一)水需要の増大に対応する水源林造成

— 高度経済成長下の水資源対策 —

高度経済成長期に入ると、生活用水及び工業用水等の水の需要が太平洋ベルト地帯を中心に急増した。その増大に応えるべくダムの建設が六一年の「水資源開発促進法」制定以降、全国各地の河川で大規模に進められた。また、これと同時に水源かん養機能の高度化を目指した水源林の拡大・充実に策も進められた。増大する水需要の対策として進められた水源林造成活動としては「滋賀県造林公社」や「木曽三川水源造林公社」の事例が有名である。例えば、「滋賀県造林公社」は急増する水需要に頭を悩ませていた淀川下流の自治体(大阪府、兵庫県、大阪市、尼崎市等)と、長年にわたり森林の荒廃に苦しんでいた淀川上流の滋賀県と関係する二十七日町村が出資・協力して六五年に設立された。「滋賀県造林公社」では、六六〜七二年までに琵琶湖周辺の山林に七万一、一六六haの造林を行った。一方、「木曽三川水源造林公社」では、増加する中京地区の水需要への対策と、五八〜六一年の集中豪雨や台風により荒廃した林地の復旧対策として水源林造成を行うことを目的に、木曽・長良・揖斐の木曽三川の上流である岐阜県と下流の愛知県、三重県、名

古屋市の出資・協力により六九年に設立された。六九～九一年にかけて九、六一haを造林している。

(一)のよつに、六〇年代は上下流の自治体が協力して設立した公社を中心に増大する水需要への対策としての水源林造成が進められた。(二)深刻化する都市の渇水問題と山村の林業問題から発生した水源林整備

七〇年代以降になると、県や受益地域の市町村、さらに下流の企業等の出資や負担等により「水源基金」等が創設され、それらを財源として上流の水源林整備を進めるという「下流の費用負担」による水源林整備が増加した。その背景には、七〇年代に都市部を中心に深刻化した渇水問題により、森林の水源かん養機能を高度化させることを求める下流からの声が強まったことと、もう一方では森林のもつ水源かん養機能を発揮させるために必要な作業に対して受益者である下流に費用負担を求める上流側の主張が大きくなったことがあげられる。

具体的には、群馬県が利根川の受益者である東京都に費用負担を求めて設立された「群馬県森林造成基金」(七三年)や、水源開発の行き詰まりの「目玉」事業として出された「豊川水源基金」(七七年)と「矢作川水源基金」(七八年)、さらに七八年の渇水を契機に下流への費用負担を求める上流の声が高まって創設された「福岡県水源の森基金」(七九年)等があげられる。

実際に森林の公益的機能を科学的に証明しその受益者を特定することは困難を伴うものの、各地域ではそれぞれの実状に応じた上下流の合意形成が行われて、都市・下流の費用負担による水源林整備が進められたのである。(三)自然環境保全としての水源林整備の胎動

九〇年代に入ると、今までとは違った角度から水源林への関心が高まっている。その一つは、身近な自然環境への関心の高まりから川や水を大切な自然環境として認識し、自分達の手により保全しようとする、住民参加型の水源林整備活動である。例えば、森組と市民が協力して水源林の管理を進めている「清水みどり情報局」(静岡)や、流域の様々な住民やNGOと連携をして自分達の水源である緑川の上流に植林活動を進めている「天明日の水会」(熊本)等の事例を先々号で紹介したが、こうした活動が都市近郊地域を中心に徐々に広がってきている。もう一つの動きは、林業から「水業」への転換である。これは、自然環境への配慮が高まってきたという積極的な面と、林業の採算性の悪化という消極的な面という二つの側面からによる変化といえる。具体的には、明治時代から横浜市の水源として位置付けられてきた道志村(山梨)の水源林では、それまでの「予定調和論」(適切な林業の生産活動を行うことによって同時に森林に公益的機能を高める)に基づいたスギやヒノキなどの針葉樹造林・林業を止め

て、長伐期の巨木の森づくりや広葉樹林の造成および複層林づくりという自然環境の保全をより重視した形で水源林整備に転換している。

以上のように、九〇年代以降では、身近な自然環境を保全するという意味での水源林整備が少しずつ始まっている。

四. おわりに

以上のように、水源林の造成・整備活動を進める原動力(背景)は、戦前期には荒廃林地の復旧・流域の保全であったものが、一九六〇年代には増大する水需要対策に変化した。さらに七〇～八〇年代になると深刻化する都市の渇水問題と山村の林業問題への対応となり、さらに九〇年代には身近な自然環境の保全対策へと変化してきた。特に、九〇年代からの住民参加型の水源林整備活動や林業から「水業」への転換などの動きは、従来からの林業という生産活動を前提とした水源林の造成・整備対策とは異なったものとなっていることが大きな特徴である。今後の水源林造成・整備を考えると、安全な水の安定的確保および流域の保全(洪水や渇水等の水害の防止)、さらに生物多様性への配慮などが重要となってくるであろう。そうしたことから、地域の環境資源としての水源林を位置付け、行政と農林業関係者のみならず地域住民等の様々な関係者が参加できるような仕組みづくりが必要となってくるであろう。(栗栖祐子)

調査・研究紹介

農業を軸とした資源循環システムへの取り組み

— 生ごみ堆肥化事業と地域農業の展開 —

循環型経済システムへの転換がさげばれるなかで、最も身近な台所の生ごみの堆肥化、農地への還元、安全な農産物の生産、地場への供給といった「地産地消」の取り組みを行なっている自治体がある。本稿では、長野県白田町、山形県長井市の事例を取り上げ、農業を軸とした資源循環システム形成への可能性をみてみたい。

一、白田町、長井市の概要

白田町(総世帯数約五千世帯、人口一万六千人)、長井市(同九千世帯、三万三千人)は、ともに農業統計上は、中間農業地帯に区分され、兼業化、農業就業人口の減少・高齢化、耕作放棄地の増加といった課題を抱えている。また、農業の形態もかつての米・野菜、畜産、養蚕といったバランスの取れた形態から、近年では稲作単一経営プラス兼業が圧倒的なウエイトを占めるに至っている。こうした地域で、生ごみの堆肥化を軸とした地域内循環型の農業への取り組みが行われているのであるが、以下そのきつかけ、取り組みの展開過程等を紹介したい。

二、生ごみ堆肥化事業のあらまし

(一) 取り組みの動機

白田町におけるきつかけは、畜産ふん尿や稲わらが、近隣の高原野菜地帯に流失し続け、管内の農地で連作障害が多発し、有機資源の地域内確保が課題となったことにある。加えて、ごみ処理行政サイドからは、処理能力が限界に達しつつあり、ごみの分別処理と減量化が避けられない段階に至っていたこともあげられる。

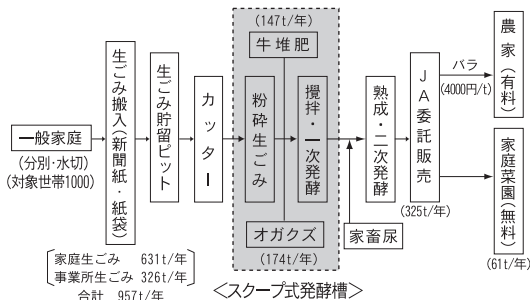
一方、長井市では市民を中心としたまちづくりの一環として、地域農業の将来ビジョンの検討のなかで、安全でおいしい農産物の供給という、消費者ニーズに応えつつ、地域環境保全と結びついた有機農業の推進が大きな柱と位置づけられたことがきつかけとなっている。そして、その具体化の過程で「生ごみと農産物が循環する地域づくり」として生ごみ堆肥化が事業として展開されていった。むろん同市においてもごみ処理行政サイドからの分別収集・減量化の要請があった。このように、生ごみ堆肥化事業のきつかけには、地域農業や食の在り方への問いかけから発せられた有機資源の確保と、ごみ処理ならびに地域環境の保持といった両面からの要請が合致した所にあつたといつてよい。

生ごみ堆肥化事業の中核となる「堆肥センター」は、白田町では七八年から、長井市では九七年から稼動したが、共通して最大の課題となつたのは生ごみの徹底した分別収集である。それは、堆肥の質を決定し、事業そのものの成否を左右するものである。したがって、広範な地域住民の理解・協力と参加意識が極めて重要となる。そのため、同事業が単なるごみ処理ではなく、有機系資源の地域内循環を基礎とした地域農業の発展と安全な農産物の供給という、まさに事業理念の浸透に全力が注がれることとなつた。そして、それらを担つたのが自治体、JA等の農業関係機関と地域の住民組織や医療・経済関係機関であつた。

白田町では、町、旧JA白田町、JA長野厚生連佐久総合病院の三者で構成する「白田町有機農業研究協議会(八二年設立)」が、そのリーダー的役割を果たした。同協議会は、有機農業の実践農場を併設し、栽培技術の実験、農産物販売面等で先導的役割を担つた。また、長井市では広範な市民各層からなるまちづくりの実践的組織「台所と農業をつなぐ計画レインボープラン」推進委員会が中心的役割を果たし、かつ長井市商工会議所が側面から支援を行なっている。両地域で共通しているのは、自治会や地域を基礎とした各種サークルや女性組織が重要な役割を果たしてきたことである。例えば、白田町では八〇年代初頭から「安全

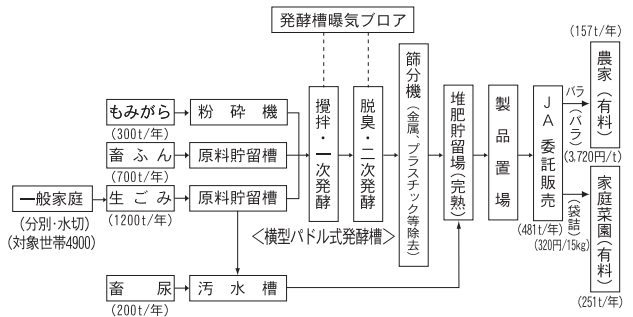
生ごみの堆肥化プロセス

(1) 臼田町 (97年度)



資料:「臼田町堆肥製産センター資料」から作成

(2) 長井市 (98年度)



資料:「長井市レインボープラン推進資料」から作成

注:コンポスト売上数量481tには、「研究事業等」約73tを含む。

な食を求める自給運動」を進めてきた J A 女性部をはじめ一五の地域女性組織が、また長井市においても、「地区女性会」等の一〇の地域女性組織が参加している。女性たちは、徹底した生ごみの分別から、暮らしの視点から実質的に事業を動かし、その主体を担うにまで成長していった。

(三) 堆肥化事業のあらましとその地域農業への影響

両地域の堆肥化プロセスは、図のとおりであるが、J A に販売委託される堆肥量は臼田町が三二五ト/年、長井市が四八ト/年と、それぞれ管内農地のカバ率率は数%にすぎない。また生ごみ堆肥化のコストは、トン当たり三万円前後で、埋め立ておよび焼却処理コストの約二万円〜二万五千円と比べや割高となっている。しかし、近い将来予測される埋立地確保の困難性や焼却の場合のエネルギー・非効率性等を勘案すると、今後は環境効率性の面でその優位性が一層明らかとなる。

ところで、生ごみ堆肥化事業が地域の農業構造の改革、とりわけ有機農業の前進にどのような影響を与えているのであるのか。臼田町では、事業開始から二〇年余の実績を有しており、八〇年から八十数戸の農家が五 ha 余の農地でレタス、馬鈴薯等の有機栽培に取り組んできた。また、J A 女性部の朝市・直売所グループや「ゆうきクラブ」等の生産者グループが誕生し、女性、高齢者に裾野が広がってきている。しかし近

年、農業労働力の減少・高齢化という構造的要因が深化し、やや停滞傾向も否めない。一方長井市では、事業開始後二年余ということもあり緒についたばかりである。しかし、開始後三〇戸を超す農家(グループを含む)が有機農業生産に参加してきており、九八年七月にははじめて「レインボーカボチャ」が市民の食卓に届けられた。今後の展開が大いに期待されている。

三. 今後の課題と展望

両地域にとって最大の課題は、農業労働力の減少・高齢化といった地域農業全体の脆弱化という構造的な要因をどう打破していくかである。そうした意味では、農家組合員に最も身近な存在であり、地域農業の振興とそのマネージメントに最大の責務を負う J A の役割、機能の発揮が緊急の課題といえよう。J A は大型産地化、ブランド化・一元集荷販売という従来の戦略だけに固執するのではなく、有機農業による多品目少量生産や地場流通をも視野に入れた生産・販売を農協の農業振興に明確に位置づけていくことが求められよう。

地域資源循環システム形成に連なる農業を軸とした生ごみ堆肥化事業は、これからの暮らしの在り方にかかわる新たな可能性を秘めつつ、その先駆性は一層明らかとなっていく。(本調査は、科学技術振興事業団の助成を受けて実施されたものである)

(木原 久)

現地ルポルタージュ

県単一農協の実現に向けて

―香川県の実情―

はじめに

大型合併農協の誕生が相次いでいるが、県下の全単協を単一の農協とする合併も進められている。すでに奈良県で平成十一年四月一日に発足、香川県でも構想されている。

香川県では、全国にさがけて、すでに遠く昭和四八年に県単一農協が提唱されていたが、オイルショックもあり実現を見ずにいた。しかし全国状況の変化を受け、組織内協議のすえ、平成五年二月に改めて県単一農協が決議されたのである。これを受けて、平成六年から組織整備と調査研究協議が進められ、平成一〇年六月の「県単一JA合併推進協議会」（会長、県農協中央会長）設置をもって、平成一二年四月一日の発足に向けての本格的歩みが始まった。

そして、この度、そのための組織合意に近づきつつある同県を取材する機会があったので、そのねらい、運営方針、事業展開、組織機構、発足までのスケジュール、課題などの概要を紹介する。

一・県単一農協とする目的

まず、なぜ県単一農協なのか、県単一農協とする合併の目的を、「合併経営計画書」

から見てみよう。

今日、組合員を取り巻く環境が、「経済的豊かさ」と引き換えに様々な不安を増幅させてきて」いる、と把握したうえで、合併の目的を次のように明らかにする。すなわち「組合員の将来にわたる不安をどう解消するかを、新たな運動目標に掲げ」「JAらしいこだわりを持つて取り組む」とし、「組合員参加・提案型の協同組合らしい事業運営を基本に、事業の量から質への転換をはかり、本物志向の事業展開を行なう」としている。

合併推進協議会事務局の鶴川部長も、「成熟化した社会のなかでの組合員の将来の不安の解消」という表現で言い換え、「現在の合併農協といえども体力が無く、経営基盤の強化を行なつて（組合員の）ニーズに対応するため事業改革を進める」必要があるのだ、と明言する。

さらに、その目的を実現するべく、組合員の所得向上に貢献する 組合員の心身ともに健全な家庭生活の実現を支援する 豊富な事業サービス・メニューにより組合員の自己実現活動を支援する（「事業運営の基本方針」）とある。

その場合なぜ、「県単一農協」が組織として選択されたのかは、県単一農協が早くから唱えられていたという経緯、狭い県土と均一な気候風土という特殊性に起因しているようである。

二・組織と運営

目的実現のための組織機構は、現在の合併農協の支所と非合併農協の本所を引き継いだ、組合員の営農と生活活動の支援・相談窓口機能および協同活動の拠点としての「支店」（一九八）と、原則として合併農協の本所単位に設ける、組織事業運営の拠点としての「支部」（二一八）、および本店で構成され、本店は総務、信用、共済、営農振興、生活の五事業本部制を採用、事業本部別に本店―支部―支店直結の組織機構とするとされている。

執行体制は、組合長―副組合長―専務―常務の複数常勤体制とし、各事業本部の本部長には専務を置き、それぞれ補佐する学経常務を設け、支部には支部担当役員として常務を置く。支部に役員を置くのは、役員は地域を代表する顔であり、行政対応および運動体としての民主的運営を行なうためには必要」との判断からだ。

決定・執行の手順は、組合長、副組合長、専務（本部長）、学経常務から成る「経営会議」でまず検討され、常勤理事会―理事会―総代会となる予定だ。

なお、本店の人員は四〇六名、うち二八

七名を各連（現在人員は約四八〇名）から、不足分は被合併農協から補う。

三、県単一農協と県連

合併の時期は平成二二年四月一日とされ、名称は「香川県農業協同組合」（以下県農協）参加農協はもちろん県下の全農協四五組合が想定されているが、去る九月二八日に行われた合併予備契約の調印には、高松市および豊南の二農協が不参加、現在のところ県農協には参加しないことを表明している。

その理由は、高松市農協は簿価で引き継ぐとされる資産の再評価を求め、豊南農協は組合員との連携の希薄化を懸念してのことである。前者には県都としての地価水準等の特殊事情があり、後者には、レタスおよび玉ねぎの特産地としての安定経営と、協同活動の歴史的積み重ねによる組合員への還元率の高さが背景としてある。

中央会首脳、県当局がなお四五農協すべての参加を目指す姿勢に変わりはないが、鶴川担当部長は、参加するしないはあくまで「経営者の判断、最終的には組合員の判断でしよう」と冷静に受け止めている。ただし、豊南農協の懸念は合併農協が持つ基本的課題だけに、今後の動向が注目される。しかし、すでに四三農協で合併予備契約を取り交わしている事実や日程を考えれば、来年四月における二農協の参加は事実上困難で、四三農協による発足となる見込みで

ある。

となると、結果的に、県下に県農協と参加しない二農協という複数農協が存在することとなるため、当初の県連機能の包括継は不可能となり、県連合会は形の上では存続せざるをえなくなる。

その場合、県連は「できるだけ簡素な県連」とし、法制度上問題のない機能は全て県農協に移すが、専門性を要する機能は各連に残す。例えば、資金運用機能は従来どおり信連が担当する。その際あくまで、県農協と県連の機能は重複させないという方針である。

四、今後のスケジュール

被合併組合では本年一〇月二三日から一月一日の間に臨時総会を開き、先に調印した合併予備契約の承認および必要な議決を行ない合併を確定する。合わせて設立委員を各一名選出する。以後は設立委員会を中心に、定款や諸規定の整備など実務的作業が進められるのみとなる。

同時に事務局サイドは、一〇月一二日に合併推進協議会事務局を「香川県農協設立準備室」と改め、現事務局員に中央会職員、各連参事・管理部長を加えて再編、各連はプロジェクトチームを作り、「簡素な県連」の機能の細目を見直し、県農協への移管業務などを検討する。

第一回の設立委員会は一年一二月二〇日に予定され、設立委員会規約や委員長等

人事案件等を提案、一二月末までに再度設立委員会を開催、設立される県農協の組合長、副組合長等の主要ポスト含みで、委員長、副委員長等が選出される段取りである。

五、課題と対応

二農協の参加問題は、今後の重要な課題ではあるが、その解決には時日を要するとみられ、来年四月の四三農協の合併に向けて、スケジュールどおり進められることとなる。鶴川部長は「どういった課題があるのか、これから実務的につめていくなかで明らかになっていく、それが課題だ」と先行き実務レベルでの課題の不透明さをあげた。しかし、組織合意は事実上終わっているから、このまま推移すれば、少なくとも来年四月の四三農協の合併に大きな支障はない。

県農協がどんなスタートを切り、以後の運営と経営がどうなるのか、「簡素な県連」はうまく機能するのか、参加していない二農協の帰趨は、などの動向は今後待つよりないが、全国的に注目されている大型合併であり、とにかく順調な発展を祈りたい。その際、あくまで、組合員の生活がどれだけ豊かになったかが協同組合としての合併のあり方を問う唯一の尺度であり、それには、大型合併農協が協同組合としての民主的運営をどれだけ保持しうるのか、組合員の協同活動をどれだけ活性化できるのかが、重要な力ギとなるだろう。（平井）

介護保険と協同組合

来年(二〇〇〇年)から介護保険制度が実施されるにあたり、高齢者福祉事業に農協など協同組合組織がどう対応するかが注目されている。本書は、新しい福祉の時代を迎えるなかで、厚生省の社会福祉専門官である著者が、農協や生協など協同組合に対して、福祉事業への積極的な取り組みを呼びかけたものである。

四章からなる本書は、まず第一章

「介護保険と協同組合福祉」

章「協同組合福祉のうねり」においてわが国の社会福祉の歴史を整理し、高齢者福祉になぜ今協同組合陣営の参加が求められているのかを、主に社会福祉政策の視点から

明らかにし、高齢者福祉に対して多様な量のサービスが必要とされる現代では、社会を構成する市場システム、公的計画システム、そしてインフォーマルシステムの三つが、それぞれの長所を生かしながら、全体として福祉を発展させることが必要である。そして、ボランティア組織などとともにインフォーマル(非公式)システムのひとつとして、協同組合が今後福祉の重要な担い手となることが、福祉政策の側からの熱い期待なのである。次に、第二章「協同組合福祉の基本構造」

では、組合員や農村住民の高齢化など、農協をとりまく環境の変化を論じながら、協同組合による高齢者福祉事業への取り組みの期待を論じている。「JAいずも」や「JAうえだ」、それに「コープこうべ」といった福祉の先進事例も紹介されている。

そして、第三章「協同組合福祉の推進力は何か」においては、まずヨーロッパや日本の協同組合およびその先行組織の歴史をさかのぼり、二つした組織による福祉の取り組みを紹介しながら、社会福祉が協同組合の本質的理念に合うものであることを強調している。

蟻塚昌克 著(家の光協会)

ついで、福祉はもうからない」という批判に対して、協同組合福祉がいかなる経営効果をもつか、という現実的な議論を行っている。

最後に、第四章「協同組合福祉の発展のために」では、社会福祉事業に協同組合が本格的に参加して行くにあたって、協同組合にどのようなことが望まれるのかという課題を挙げている。

以上が本書の概要だが、以下、読後の感想を二、三示した。まず、本書はきわめてわかりやすい文章で体系的に書かれているので、今なぜ協同組合が高齢者福祉事業に参加する必要

があるのか、非常に説得的に説明されている。しかし、やはり疑問として湧くのは、事業体として経済原則を無視できない協同組合にとって、福祉事業への取り組みは、経済的に可能なものか、ということである。折しも、金融自由化や農産物の貿易自由化などの中で、農協は市場競争志向を強めざるをえない状況にある。農協が福祉事業に取り組むことは、経営にどのような影響をあたえるのか、もっと明確にして欲しかった。もう一つ避けて通れない点は、農協は「職能組合」であるべきか、それとも「地域組合」であるべきか、という周知の議論である。農協が非組合員を含む地域社会全体を対象とする福祉事業に本格的に乗り出すには、農協が、地域協同組合としての道を、より意識的に選択する必要がある。

しかし、少なくとも農協界では、この問題にたいする決着がまだ十分についていないのではない。環境と社会的要請の変化は、農協陣営がこの古い論争に対して早急に回答を出すよう迫っているともいえる。

筆者も個人的には、高齢者福祉への取り組みも含め、農協が一層地域社会に貢献する組織になるべきだと考えている。そんな意味で、本書は、問題提起の書としても多くの農協関係者に勧めたい一冊である。

(一九九九年二月、一、七〇〇円、二一八頁)

(須田敏彦)

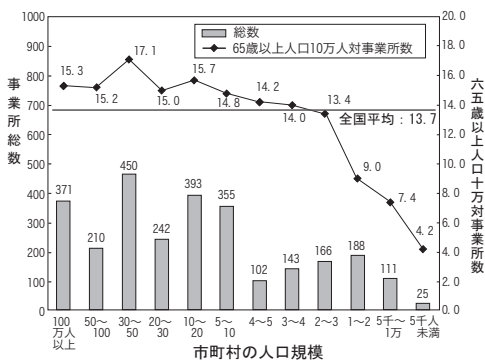
統計の眼

介護サービスの地域格差

十月から要介護認定が始まり、介護保険制度の施行に向けて本格的に動き出した。介護保険制度では市区町村が主体となり在宅サービス、施設サービスを基本としてサービスが提供されるが、市区町村の人口規模などにより様々な地域間格差の問題が生じているようだ。そこで、在宅面、施設面での地域格差をみてみた。在宅サービスの一つである訪問看護について、厚生省の「平成十年度訪問看護統計調査」により訪問看護ステーションの設置状況をみると、平成十年十二月末現在、訪問看護ステーション以下、事業所という数は三、一三九であり、新ゴールドプランの目標値五、〇〇〇に対して六二・八％である。また、市町村の人口規模別に設置状況をみると、三〇～五〇万人未満が四五〇(事業所総数の一六・三％)、次いで一〇～二〇万人未満が三九三(同一四・三％)となっており、六五歳以上人口一〇万対事業所数は、全国平均で一三・七であるが、「五万人未満」の市町村では一〇・三と低くなっている(図)。

一方、事業所の整備状況を見ると、全国三、三七一市区町村のうち、六二・五％の市区町村で設置されておらず、都道府県別では、福島県、山梨県、長崎県などで事業所のない市区町村割合が多かった。施設サービス面をみると在宅面とは逆に、都市部に整備の遅れがみられる。厚

人口規模別市町村における訪問看護ステーション数



生省によると平成十一年六月現在、老人保健施設報告の老人保健施設の入所定員は二〇万七、三三一人(二、三七六施設)で、新ゴールドプランの目標値二八万人に対して七四％である。さらに六五歳以上人口一〇万対入所定員数を都道府県別でみると、全国平均一、〇一一人に対して、「東京都」が三四八・八人、「神奈川県」が四四五・七人、「京都府」が五五・三人などと少ない。

これら地域格差が生じる要因として、小規模の町村では民間事業者の参入が難しく、都市部では土地の価格が高いことなどがあげられよう。

介護保険制度の施行まで半年、これら地域格差がそのまま被保険者へのサービスの格差とならないことを願いたい。(金子)